

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 公共施設の利用休止について

3月27日の都知事記者会見でのさらなる外出自粛の要請を受け、下記の施設について、利用休止の期間を4月12日(日)まで延長します。

記

1 利用休止を決定する施設

種類	施設名
野球場	富士森公園(ダイワハウススタジアム八王子)、上柚木公園、大塚公園、北野公園、高倉公園、滝ガ原運動場、西寺方グラウンド
ソフトボール場	上柚木公園、滝ガ原運動場、西寺方グラウンド
サッカー場	滝ガ原運動場
サッカー兼ラグビー場	戸吹スポーツ公園
陸上競技場	富士森公園(東京フットボールセンター八王子富士森競技場)、上柚木公園
テニスコート	富士森公園、戸吹スポーツ公園、松木公園、上柚木公園、大塚公園、大平公園、内裏谷戸公園、別所公園、殿入中央公園、久保山公園、滝ガ原運動場、梶田運動場
スケートパーク	戸吹スポーツ公園
少年野球場	梶田運動場、川町運動場
少年サッカー場	梶田運動場、川町運動場

2 利用休止期間

4月 12日(日)まで